

平成 14 年 10 月 10 日

各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目 8 番 1 号
株式会社モスインステイテュート
代表取締役社長 藤田 剛
(コード番号: 2316)
問い合わせ先 取締役 中山かつお
管理本部長
TEL 03 - 5623 - 7207 (代表)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 10 月 10 日開催の当社取締役会において、平成 14 年 4 月 1 日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により改正された商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行することの承認を求める議案を、平成 14 年 10 月 29 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会(以下「本総会」という。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上への意欲や士気を喚起することならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、また、当社と協力関係にある取引先のインセンティブとすることを目的として、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領で株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員
当社と協力関係にある取引先

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 100 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

100個を上限とする。（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込をすべき金額

各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額は（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成15年5月1日から平成18年4月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

また、協力関係にある取引先については、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と割当者との間に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と割当者との間に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたと

きは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上